

調査対象品目について

対象の免許者			調査表の種類															
			A	B	C					D	E	F	G	H	I	J	K	
					①	②	③	④	⑤									
酒類製造者等	清 酒		○	○	○					○					○	○	○	
	合 成 清 酒		○	○											○	○	○	
	連 続 式 蒸 留 烧 酎		○	○											○	○	○	
	単 式 蒸 留 烧 酎		○	○		○					○				○	○	○	
	み り ん		○	○											○	○	○	
	ビ ー ル		○	○		○					○				○	○	○	
	果実酒	とぶどうを原料のもの	日本ワイン (注) 1		○	○			○						○	○	○	○
			日本ワイン以外		○	○									○	○	○	○
	その他の(注) 2		○	○											○	○	○	
	甘味果実酒		○	○											○	○	○	
	ウイスキー		○	○			○								○	○	○	
	ブランデー		○	○											○	○	○	
	原料用アルコール		○	○											○	○	○	
	発泡酒		○	○		○					○				○	○	○	
	その他の醸造酒		○	○											○	○	○	
	スピリッツ		○	○						○					○	○	○	
	リキュール		○	○				○							○	○	○	
	粉末酒		○	○											○	○	○	
	雑 酒		○	○											○	○	○	
卸売業者			○	○	○	○	○	○	○						○	○		

【留意事項】

- 「○」についている調査表について入力してください。
- 酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）を受けている品目のうち、その品目が別紙1「調査対象者について」の「1(2)」に記載の①または②に該当する場合は、集計に入れていただく必要はありません。
- 調査表B、C及びアンケート表Kについては、1者で複数の製造場に免許（蔵置場設置許可含む。）を受けている場合は、酒類の品目ごとに全て合算して入力してください。
- 調査表Hについては、1者で複数の製造場に免許を受けている場合は、その製造場ごとに別の調査表に入力してください。
- 酒類製造免許（蔵置場設置許可含む。）及び卸売業免許の両方を持っている場合は、それぞれ別の調査表に入力してください。

(注) 1 日本ワインとは、「果実酒等の製法品質表示基準」に規定する、原料の果実として国内で収穫されたぶどうのみを使用し、国内で製造された果実酒をいいます。

2 その他とは、ぶどう以外の果実のみを用いたもの、例えば、りんごを100%使用したシードルが該当します。